

高橋徹 2019年9月議会 一般質問

■インデックス

- 1、ＩＪＵターン就職支援について
 - (1) 就活スケジュール前倒しへの対応
 - (2) 就職活動等への助成制度
- 2、就職氷河期世代支援について
- 3、ひきこもり支援について
 - (1) 実態把握等
 - (2) センターの体制強化
 - (3) サポーターの養成研修・派遣等
- 4、受動喫煙防止条例について
 - (1) 内容等
 - (2) 進め方等
 - (3) 意気込み
- 5、防災ハンドブックについて
 - (1) ももたろうの防災
 - ア 活用状況
 - イ 改訂等
 - (2) 外国人住民

1、ＩＪＵターン就職支援について

2018年度の大学卒業生の県内就職率は、関東地域が10.3%と、他の地域と比べてかなり低い結果になりました。この件に関し、知事は、本定例会の代表質問で公明党の増川議員の質問に答え、企業交流会やインターンシップ等の取組を通じて、学生に県内企業の魅力をしっかり伝えることにより、ミスマッチを解消すると答弁されました。知事答弁を踏まえ、より効果の高い施策が実施されるよう、何点か質問、提案致します。

経団連は「2020年度以降卒業予定者の就職活動のスケジュールには関与しない」ことを発表しました。政府主導で現状ルールは維持される見込みですが、今でも、外資系やITなど、ルールにとらわれない企業も多く、経団連のルール撤廃以降、ルールの形骸化がさらに進むと思われます。大手人材広告会社・マイナビの就職内定率調査によると、2020年3月卒業予定の大学生の内々定率は、3年生の3月12.7%、4年生の4月39.3%、5月61.8%、6月74.4%と推移し、7月には8割に達します。過去3年の内定率調査と比較し、前倒しの傾向が顕著です。このような就活スケジュールの前倒しに対応し、県はどのような対策を講じていますか。企業情報の提供のタイミングや、企業交流会やインターンシップ等の実施時期の検証も含め、産業労働部長のご所見を伺います。

ところで、マイナビの別の調査を見ると、Uターン就職活動で、学生が最も障害に感じていることの第1位は「地元までの交通費」(26.0%)、第2位が「地元までの距離・時間」(14.4%)となっています。就活にかかる交通費、宿泊費等の負担を軽減することもUターン就職を促す一つの方策ではないでしょうか。島根県では、今年度、県外の大学等に在籍する2020年3月卒業予定の学生を対象に、県内企業が開催する説明会等に参加する際の交通費・宿泊費の半額を助成する取組をスタートさせました。また、同県では、県の就労支援事業を行っている公益財団法人を介して県内事業所でインターンシップを行う場合、交通費・宿泊費の半額を助成する制度も運用しています。岡山県でも、就職活動のみならず、企業研究やインターンシップなども含め、交通費、宿泊費等の一部を助成する制度を検討してはいかがでしょうか。奨学金返還支援制度のように、企業と負担をシェアするような制度設計も可能だと思いますが、併せて知事のご所見を伺います。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

民主・県民クラブの高橋議員の質問にお答えいたします。

↓Uターン就職支援についての御質問であります。

就職活動等への助成制度についてであります。県では、学生の交通費の負担軽減のため、オンライン採用面接の導入促進や、今年度から、県内企業の関東・近畿支店でのインターンシップに取り組んでいるところであります。まずは、こうした取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、御提案の助成制度についても、他県での取り組みの効果等を踏まえ、今後、研究してまいりたいと存じます。

◎答弁：産業労働部長（小林健二君）

お答えいたします。

就活スケジュール前倒しへの対応についてであります。インターンシップについては、学生の長期休暇期間中の開催が効果的であり、時期の前倒しは考えておりませんが、低年次の学生を対象に加えることとしており、企業交流会については、時期を工夫しながら開催しているところであります。また、県内企業の全体が俯瞰できる業界地図を作成し、就活前の段階で配布することにより、早い時期から県内企業への就職を意識してもらうよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

▼再質問

ありがとうございました。

インターンシップの時期というのは、夏休みということになると思うので、時期そのものの前倒しというよりも、それに目がけて行う県のアプローチといたしますが、情報提供の仕方とか、インターンとして集客するためのアプローチに関して、今やっているところよりも前倒しでできないかという話をしたかったのですが、それについてはいかがでしょうか。

◎答弁：産業労働部長（小林健二君）

再質問にお答えいたします。

インターンシップの時期は、夏休み期間中と、それから最近では春休み期間中もあわせてしたいと思ってまして、その前の段階で、インターンシップフェアということで、インターンシップに参加される学生さん向け、企業向けにこういう機会があるよという働きかけを、させていただいております。さらに、インターンシップは、これまで、先ほど御答弁申し上げた、3年生を主に対象にしておりましたけれど、できるだけ早い段階で県内企業意識していただきたいということで、2年生であるとか、場合によっては1年生の段階で企業を見ていただくような取り組みをしたいと考えております。

以上でございます。

▼再質問

私、ちょっとスケジュールの件で少し懸念しているのが、形骸化しているとはいえ、就活ルールというものがあるので、特に行政がそれに対応する場合、どうしてもそのルールに縛られるといえますか、それを守るのがやっぱり前提になる反面、現実には御承知のとおり、3年生の4月にインターンシップの募集解禁がありまして、夏休み中に一気にインターン活動が動いていくと。東京のほうでは、ほぼ連日、どっかの会社がインターンをやっていて、大体今、1日とか2日とか3日とかですから、私、東京で就職活動やっている、3年生の学生さんの手帳を見せてもらったんですけれど、「バイト、バイト、インターン、バイト、インターン」そういう感じなんです。そういう状況で、そのサイクルに入ってしまうと、岡山に戻ってインターンにしようとはならないんじゃないか。

要するに、もう決め打ちしている人はともかく、いい会社だったらどっちでも別にいいんだけどという人を、ターゲットにしたほうがいいんじゃないかということなんです。今の夏休みの過ごし方などを見ると、一度東京でそういうサイクルに入ってしまうと、優秀な学生には、言い方は悪いですが、唾をつけるような感じはありますから、その中で何か特定の解禁日には必ず招集かかるので、一旦そのサイクルに乗ると、岡山にということになかなかかなりにくいのではないかと。そうであれば、この3年生のサマーインターンシップが始まる時期というのは、現実にはこのインターンシップに参加する学生を選考するのは、その前段階で起こってますから、人気のある企業はそうですけれども、そうでないところは、逆にインターンの人を集客するために必死になっていると。ところが、その前段階で動いているので、実はここが仕掛けのポイントといえますか、マラソンでいうとウォーミングアップでもしてようかなと思ったら、もう先頭集団は相当前に行っていて、挽回できないようなことが起こっているのではないかと、ちょっと危惧するところで。このあたりについて、何かコメントがあればお願いします。

◎答弁：産業労働部長（小林健二君）

再質問にお答えをいたします。

先ほどお話がありました東京圏、あるいは関西圏にいる人は、アルバイトがあってインターン、そういうスケジュールがあるということ、我々も少し心配しております、それで先ほど知事の答弁の中で、関東、近畿の支店においてもインターンシップができるという仕組みを設けて、できるだけ県内企業のことを知っていただく機会にしたいということが1点と、なかなか工夫のしようが難しい面もありますので、先ほどの答弁の繰り返いで申しわけないんですけども、時期的には、2年生であるとか、1年生であるとか、早い段階で県内企業をまず知っていただくという取り組みが重要と思ひまして、今現在はそういう形で対応させていただき、細かくうまくやれることがあれば、今後、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

▼再質問

県では、県内企業が開催するインターンシップ情報をまとめて発信するウェブサイトがありますけれども、これは今掲載企業は30社ぐらいです。例えば、島根を見ると、5日以上インターンを募集しているんですけども、それでも156社、156事業所あるので、まだまだちょっとやれることがあるんじゃないのかという気がするんですが、そちらについて何かコメントがあればお願いします。

◎答弁：産業労働部長（小林健二君）

再質問にお答えいたします。

島根は、ウェブサイトに掲載企業が本県より随分多いのではないかとございませう。その点については、確かにこれから充実していかないと思ひしております。

それと、先ほど御答弁申し上げましたけれど、今年度、県内企業にどういふ企業があるのかという業界地図というか、業種別に分けて企業のリストが載ったような冊子を作成するように考えてございまして、そういったものを学生に配布することにより、岡山の企業は、この業界にはこういう企業があるんだということもあわせてお知らせして、早い段階から県内企業を意識していただくという取り組みを進めたいと思ひしております。

以上でございます。

2、就職氷河期世代支援について

政府は、6月に閣議決定した経済財政運営の基本方針（骨太の方針）の中で、就職氷河期世代支援プログラムを打ち出しました。①正社員になりたいのに不本意ながら非正規雇用で働く人、②就職希望はあるが「希望する仕事がありそうにない」という理由で就職活動をしていない人、③ひきこもりなど、社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする人、を対象に、切れ目ない支援を通じて、正規雇用で働く人を3年間で30万人増やす、としています。8月には同プログラムに関する関係省庁の令和2年度の概算要求が公表されました。それによると、プログラム関連の要求額は1,344億円に及びませう。

概算要求に示された施策や、同プログラムのベースとなっている厚生労働省の「就職氷河期世代活躍支援プラン」を見ると、官民協働スキームとして関係者で構成するプラットフォームを都道府県レベルで形成・活用し、取組を進めることになっています。プラットフォームは、地方自治体はもちろん、経済団体、労働団体、職業教育訓練機関、社会福祉協議会、ひきこもり地域支援センター、NPO など、幅広い主体で構成されます。

都道府県レベルのプラットフォームの形成・活用において、県はどのような役割を果たすとお考えですか、就職氷河期世知の支援に取り組む意気込みと併せ、知事のご所見を伺います。また、国のプログラムに対応し、今後、県として新規に取り組むこと、拡充すべきことなど、具体的な事業イメージを持っておられますか。お持ちであれば、その概要も含め、併せて知事のご所見を伺います。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

お答えいたします。

就職氷河期世代支援についての御質問であります。県では、プラットフォームの事務局である労働局と連携し、事業実施計画の策定や進捗管理、市町村との連絡調整、各種支援策の広報などの役割を担うこととなっており、県が取り組む具体的な事業については、今後、国や関係機関との役割分担を踏まえ、検討することとしております。いずれにしても、就職氷河期世代は、卒業時の厳しい経済状況により、個人の意思によらず、未就職、不安定就労を余儀なくされ、引き続き、その影響を受けている方々であり、こうした方々の活躍に向けて、今後、しっかりと支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

▼再質問

まず、これは要望というか、今後のお願いになるんですけども、県の役割の中で、1つ大きいのはやっぱり福祉と就労の連携というところ、これは労働局だけではなかなか難しいところなので、ここはひとつ検討していただきたいということと、それから、そうはいっても、このプログラムはいろいろ課題があって、ここでは申しませんが、やっぱり地域の実情に合ったやり方に成り得るのかということがあります。人手不足業界に、できれば長いこと正規雇用で働いていなかった人にもおおうというようなところもありますけれども、それが本当にこの地域の実情において可能かどうか、このあたりも見きわめて、対応していただければと思います。これは、要望です。

今回、就職氷河期世代という、看板は目新しいんですけども、中身を見ると、一部に新規事業はあるんですが、生活困窮者自立支援も含めてですけども、既存の就労支援事業の継続とか、そういうものの拡充が目立っていると。県としても、これまでの各種の就労支援策を再点検して、改善すべき点は改善する、足りないところは足していくという対応も求められると思っています。

私なりに少し検討すべき視点を申し述べたいと思います。まず1つは、企業に通い、勤めることだけが社会的な自立じゃないと思っております。やっぱり社会とつながって生活

ができる、そういう多様な働き方というのは、いろいろな形態が今あると思うので、このあたりについてもちょっと視点を持ってもらいたい。例えば、こういう就職氷河期の人たちというのは、案外デジタルスキルとかが結構あったりするような方も多いと言われておりまして、そのあたりを活用した自立の仕方と、企業に勤めなくてもそういうことができるんじゃないか、このあたりの支援方法も研究してもらいたいと思います。

それからもう一つ、これは県だけでということではないかもしれないんですが、実は就職活動にしても、職業訓練にしても、支援機関の往復にはやっぱり交通費というものがかりまして、これは低年収、または、無収入である人にとっては、結構その負担が大きい。つまり、支援に乗るコストが総体的に高くなっているような感じがします。支援の現場に来ないんじゃないかと、行けないという人が出ないように、支援対象者の経済的な事情に応じて、原則として実費負担はあるんだと思うんですが、これを超えるような取り組みも検討していただきたいと思います。2点ほど要望を伝えましたけれども、これについてコメントがあればお願いします。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

今、話したことについて何かコメントはということであります。最初の就職活動のお話、私、再質問来なかったのでいろいろ言いそびれましたけれども、その議論も本当にそうだなあと感心しながら聞いておりましたし、今回の就職氷河期世代支援についての議員の問題点、視点、提案、なるほどなあとと思いながら聞かせていただいた次第でございます。

私自身、先ほどの答弁で申し上げましたように、自分の意思と関係ない、たまたま自分の就職のタイミングのときに日本経済が調子がいいか悪いかということで、一生が変わるということ、それ自体をぴたっとならすことは難しいかもしれませんが、何とか是正するというのは、政府の役割を小さ目に考える私としても、それは含まれるんじゃないかと思っていますところでありまして、今回、国がこういうふうになんか本気になったというのは、大変素晴らしいことだと考えて、ぜひ県もしっかりやりたい。そのときに、今、日本を救う考え方というのは、高度経済成長のときに広まった「寄らば大樹の陰」というのは無理だよと、アメリカだってそうだったよと、何度か申し上げましたUSスチールだとか、ゼネラルモーターズ、ゼネラル・エレクトリックみたいなものがアメリカ経済の復活を支えたんじゃないということがわかっているときに、彼らを救う道が正社員化だというのが、今、正社員だけで回していく社会のゆがみがこれだけわかってきた、もしくは限界がわかってきたときに、本当にそれだけかというのを私自身も思っておりまして、言われるとおり、それも一つのやり方なんでしょうけれども、それ以外のこともしっかり考えていきたい。また、実際にこのプログラムに応募される方の立場に立ったプログラムを考えていく、非常に大事なことだと思っています。

3、ひきこもり支援について

厚生労働省は、各自治体が概ね過去10年に実施したひきこもりの実態調査をとりまとめました。それによると、47都道府県では、約半数の23府県が調査を行っていました。岡

山県では、ひきこもりの実態調査は行っていませんが、内閣府の調査を基に出現率を算出し、県内のひきこもりの数を16,000人と推定しています。ひきこもりは、当事者の人数、実態、ニーズなどの把握が難しく、効果的な支援策を検討するための基礎的なデータが不足している感は否めません。他方で、一般に行われている調査は、民生委員・児童委員へのアンケートや聞き取りですが、調査方法が国際的・学術的に確立されておらず、算定方法やひきこもりの定義も自治体によりまちまちであるなど、調査の精度を疑問視する意見もあるようです。調査の必要性に関するご所見も含め、ひきこもりの実態把握に関する知事のお考えを伺います。

県では、「岡山県ひきこもり地域支援センター」が、ひきこもり支援の拠点となり、相談対応や自立支援、市町村への後方支援等に取り組んできました。同センターが対応した相談件数は、2017年度464件、2018年度580件、本年度は4月～7月の3か月に272件の相談があり、年間800件を超えるペースで推移しています。当初、想定していた同センターの役割は、相談内容に応じて支援対象者を適切な関係機関へつなぐことでしたが、実際は支援機関につながりにくいケースが多く、その場合、センターが継続的な支援を行います。ひきこもり支援は、これで支援終了、という「出口」が明確ではありません。いったん関われば息の長い伴走支援が続く一方で、新規の相談件数も増え続けており、支援対象者が累増していきます。さらに、センターには、来年度からスタートする「就職氷河期世代支援プログラム」の就労支援事業への対応も求められます。同センターの体制強化、とりわけマンパワーの拡充は喫緊の課題だと考えますが、どのような対処されるのでしょうか、知事に伺います。

この項、最後に、ひきこもりサポーターの養成研修・派遣について伺います。これは、都道府県等が、ひきこもり支援に携わる人材を養成し、市町村等へ派遣する事業で、ひきこもり地域支援センターの設置・運営と並び、厚生労働省のひきこもり対策推進事業の二本柱の一つに位置付けられています。実際に運用してみるとサポーターの活用が進まず、派遣ニーズが少ないことから、現在、岡山県では、ひきこもりサポーターの養成、派遣はほとんど行われていません。今後、この事業をどうしようとしているのか、保健福祉部長のご所見を伺います。他方で、支援人材の育成、供給を通じて、市町村の「ひきこもりサポート事業」をバックアップしていくことは、県の重要な役割であることに変わりありません。現行サポーター制度が機能していないのであれば、今後、県は市町村に対し、どのように人的な支援を行うのでしょうか、併せて保健福祉部長に伺います。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

お答えいたします。

ひきこもり支援についての御質問であります。

まず、実態把握等についてであります。調査の必要性はあると考えておりますが、ひきこもりの背景には、家庭の事情や疾患等のデリケートな問題があり、その実態を調査することは難しく、また、その方法も学術的に確立されていないことから、現時点で実施す

ることは適切でないと考えております。引き続き、気軽に相談できる窓口の周知を図るとともに、一人一人の相談に丁寧に対応し、実態の把握に努めてまいりたいと存じます。

次に、センターの体制強化についてであります。現在、ひきこもり地域支援センターでは、専門職2名が核となり、市町村などと連携しながら、課題に応じて適切に支援機関につなぐこととしておりますが、困難な事例が多く、対応が長期化している状況であります。センターの業務は、専門の知識や経験を十分に有する職員の対応が必要であり、まずは現在の体制で計画的な職員の質の向上を図るとともに、市町村や支援機関のスキルアップを図るなど、さらなる体制強化に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎答弁：保健福祉部長（中谷祐貴子君）

お答えいたします。

サポーター養成研修・派遣等についてであります。ひきこもりサポーター養成研修の受講者は、これまでに約700人おられますが、実際の派遣に当たっては、支援対象者とのマッチングが難しく、期待どおりの成果は得られていない状況であります。今後、より効果的に事業を実施するため、市町村や支援機関等の意見も聞きながら、支援ニーズに応じたひきこもりサポーターの養成や派遣を行うとともに、市町村職員や支援機関への研修を行うなど、市町村を支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

▼再質問

私もいろいろお話を聞くにつれ、この実態調査というのは、労力の割には適切、本当に正しい実態把握が難しいということと、さっき言ったように、現場が非常にお忙しいので、さらにその負担をかけるというのはいかがなものかと思う一方で、エビデンスに基づいてやっぱり政策は立案していくということもあると思うので、どういうことができるのかなと思うんです。言われるように、今あるセンターの相談、あるいは市町村への相談等を積み上げて、その蓄積した相談者の属性であるとか、あるいは内容の分析を通じて全体状況を推しはかるというのが一つの手段なのかなと思うんですが、多分相談に来られる人というのは、全体の中でバイアスがある程度かかっている可能性があるもので、そこは注意するのかなとは思っています。1つ思うのが、例えばひきこもりの引きこもっている期間の長さが、あるポイントを超えると、非常に社会復帰は難しくなるけれども、1年未満であれば、何かもうちょっと政策効果が上がるというような地点を見つければ、資源をそこに投入することによって効果を高められるのではないかなと思うんです。そういう知見もまだちょっと定まっていないようなところがありまして、ある程度相談に対応して分析することによって全体を推しはかるにしても、何かの視点を持って、仮説を立ててやっていただきたいと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

それについてどうかということでありまして、議員のこのロジック、そうだなと

思っているところであります。これは、不登校の問題ですとか、もしくは発達障害の問題にもちょっと似たようなところがありまして、わからないことがまだまだかなりあるのがわかっている、もしくはある程度わかってきたところもあるという状態の中で、まずそういう人たちにどういうタイプの人がいるのか、どういうパターンがあるのか、成功例、失敗例があるのかを、今、積み上げて研究しているようなレベルだと、私は理解いたしております。そういう県だけじゃなく、全国で、もしくは世界で進められている研究をきちんと我々の仕事に生かしていくということもありますし、我々自体の実態把握も進めていかなければいけないと、そういうことになっております。

あと、この実態把握、いない人は手を挙げてみたいの問題もありまして、これは犯罪ではないので、最後の一人まで見つけ出してどうのこうのというほどの必然性もないと思います。

あともう一つは、どのレベルまでに政策を当てていくのか、かかわっていくのかについても、まだよくわかっていないところもあります。ぜひそういった方々ができるだけ早く社会復帰して、より豊かな人生を過ごしていただけるよう、我々としてもしっかり頑張っていきたいと思っております。

▼再質問

もうおっしゃるとおりで、なかなか難しいですし、全体のボリュームとかどこまで対応しなきゃいけないという、全体の事務量というか、取り組み量がわからないのに、何人、人をつけるんだみたいなこともなかなか難しいとは思っています。

1つ、今、「8050問題」などと言われるように、ひきこもりの方がいらっしゃる御家庭で、親が訪問介護などの介護保険サービスを使っている場合もあるのではないかと、そういうところに入りしている人というのは多分わかっているはずなんですけど、これはこれでデータ共有はなかなかされにくいとは思っていますけれども、そういうものうまく活用できないのかとと思っているんです。これについてどうでしょうか。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

つい先日、日本郵政と相互連携協定を進めて、その配達のときに何かおやっということがあったら教えていただくとしたのと、似たような発想ですけれども、何か別の業務で訪問したときに、あれ、これはちょっと役所とつないであげたほうがいいのかなということがあったときに教えてもらえるようにするというのは、私はすごくいい発想だと思っております。先ほどいただいたアイデアも使えるかどうか検討してみたいと思っております。

▼再質問

ひきこもりサポーターについては、おっしゃるとおりだと思っております。例えば、総社のあたりでは、いわゆる居場所づくりというのにサポーターの人をその運営とかに来てもらっているということもあるようです。やっぱりその専門家でない人が、ちょっと研修を受けて、訪問支援に行きましょうといっても、ちょっとハードルが高いというところはあるんですが、そういうような少し別の視点でその研修体系を再構築することもできるのかな

と思うんですけども、このあたりについてはいかがでしょう。

◎答弁：保健福祉部長（中谷祐貴子君）

再質問にお答えいたします。

ひきこもりサポーターの活用方法として、居場所支援の取り組みへの参加とか、今までと異なる視点も加えてはどうかという御質問かと思えます。

まさにそういったひきこもりサポーターをせっかく養成しておりますので、こういった場で活躍していただくことができるかというニーズを、市町村や支援機関からお話を伺いながら、効果的な事業展開について、今後、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

4、受動喫煙防止条例について

知事は、受動喫煙防止に関する条例制定を目指すことを表明されました。制定時期については、「東京オリンピック・パラリンピックに向けて、条例の制定を目指す」としています。私は、昨年11月のわが会派の代表質問で、兵庫県や東京都の条例を例示し、受動喫煙防止に関し、「より踏み込んだ対策を期待する」と述べ、知事の考えを質しましたが、その時には「踏み込んだ」答弁はいただけず、空振りしたような感じだっただけに、今回の、「踏み込んだ」決意表明を、個人的には前向きに評価しています。そのうえで、条例制定に関し、何点か質問致します。

自治体の受動喫煙防止条例は、都道府県だけ挙げても、兵庫、神奈川、東京、秋田、大阪、山形、山口などで制定が進んでいますが、その内容や性格には違いがあります。東京都や神奈川県などのように、法の規制を上回る独自の規制を定めた自治体もあれば、山口県のように、規制強化ではなく、受動喫煙防止の機運を醸成し、県民に主体的な取組を促すという内容のものもあります。上乘せ規制についても、子どもや患者等へ特に配慮を求めるもの、施設の類型・場所ごとに詳細にルールを定めるものなど、様々です。罰則付きか努力義務か、という違いもあります。知事は、本定例会において、自民党の小林義明議員の代表質問に答え、県医師会を中心とする協議会から提出された約3万6千人の署名を添えた要望書を、「受動喫煙のない社会を望む県民の切実な願いの現れとして、大変重く受け止めた」と述べました。要望書には、5点の具対的な要望が示されており、いずれも法規制を上回る内容になっています。要望に沿った条例を検討することになるのかも含め、現時点で、知事が考える条例の性格、内容等のイメージについて、お知らせください。

他県における条例制定のプロセスを検証すると、有識者やステークホルダーなどで構成する検討委員会を設置し、そこで数次の会議を重ね、現地調査、タウンミーティングなどを行ったうえで、報告書を取りまとめ、条例案を作成し、それをベースに際会と傍論をしていくという進め方が多く見られます。これは相当、手間暇がかかる作業で、神奈川県や兵庫県では、検討委員会の設置から条例施行まで2年半から3年近くの時間がかかっています。

す。東京オリンピック、パラリンピックまで1年を切っている中で、どのように条例づくりを進めるのでしょうか。推進体制や議論の進め方、スケジュールなどについて、知事のご所見を伺います。

さらに、条例に法を上回る規制や罰則規定を盛り込む場合、強い反対意見が出され、相応な紆余曲折が予見されます。条例制定には、知事のリーダーシップに加え、関係者の幅広い合意を得るための粘り強い努力が不可欠です。条例制定に向けた知事の意気込みをお聞かせ下さい。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

お答えいたします。

受動喫煙防止条例についての御質問であります。

まず、内容等についてであります。約3万6,000人の署名が添えられたこのたびの要望書を大変重く受けとめ、今般、条例制定を目指すこととしたところであります。条例の内容等については、私としては、望まない受動喫煙を防止する上で実効性のあるものにしたと考えておりますが、今後、要望書や他県の事例などを参考にしつつ検討し、県議会を初め、有識者や関係団体等の御意見を幅広く伺いながら、合意形成に努め、条例制定を目指してまいりたいと存じます。

次に、進め方等についてであります。受動喫煙に関しては、さまざまな立場の方がおられることから、幅広くコンセンサスが得られるよう、丁寧な議論が必要と考えております。このため、有識者や関係団体等で構成する会議を中心に、さまざまな方法で御意見を伺いながら議論を重ね、全国的に受動喫煙防止の機運が高まる東京オリンピック・パラリンピックに向けて制定を目指してまいりたいと存じます。

次に、意気込みについてであります。全国で年間1万5,000人の方が受動喫煙により死亡しているとの推計があるなど、その対策は大変重要であると認識しております。また、受動喫煙のない社会を望む多くの県民の切実な願いに応えるためにも、私が先頭に立って望まない受動喫煙の防止対策を進める覚悟であり、条例制定により、全ての県民が健康で生きる喜びを感じられる「生き生き岡山」の実現を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

▼再質問

ありがとうございました。

知事の意気込みは伝わってきたと思います。ちょっとこれは実務的な話になりますけれども、県条例が改正法を上回る規制を定めた場合に、内容や施行時期によっては混乱を招く懸念があることを心配してます。改正健康増進法は、2020年4月に全面施行ということで、例えば、第2種施設の場合、原則屋内禁煙ですが、喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要で、店舗の改装を行う飲食店なども出てくると思います。県がそれを上回る独自の規制を定めた場合に、内容によっては改装が無駄になってしまったり、あるいはさらなる対応を求められて二重投資になるということも、あり得ることですが、そういう事態は避けたいというのが当然だと思うんです。このあたりについての懸

念、これに関してお考えがあればお聞かせください。

◎答弁：知事（伊原木隆太君）

進め方と少し広がるかもしれませんが、御指摘ありがとうございます。

ただ、大事なことでありますので、政府が規制をする、県が規制する、主体が2つありますので、この進めるタイミングですとか、やり方によっては、実務的に御迷惑をかける可能性はございます。そういったことが極力ないように、我々としてもいろいろな方々の御意見をお伺いしながら、条例制定を目指していきたい。また、条例制定と施行時期を工夫することで、たった数カ月でつくったものが無駄になる、壊さなければいけないと、そういうことは極力避けたいと考えております。

以上でございます。

5、防災ハンドブックについて

県では、防災ハンドブック「ももたろうの防災」を作成しています。このハンドブックには、子ども向け、要配慮者の支援者向けのバージョンもあり、地域や学校、民間事業者等の方々が防災の取組を行う際の資料として自由に活用できるよう、ホームページからダウンロードできるようになっています。とてもわかりやすく、手に取った方からの評価の高いツールですが、周知が不十分で、幅広く活用されているとは言い難い印象を持ちます。「ももたろうの防災」の活用状況について、ご所見を危機管理監に伺います。

このハンドブックは、2018年3月に発行されました。製作当時の防災意識を反映して、東日本大震災の教訓や、南海トラフ地震への備えに重点が置かれています。岡山県は、同年7月に豪雨災害に見舞われ、甚大な被害が出ましたが、当然、その教訓はハンドブックに反映されていません。また、平成30年7月豪雨災害の反省から、住民等が避難情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルで発信するようになりましたが、それにも対応していません。ハンドブックを改訂し、昨年の7月豪雨災害の教訓を踏まえ、風水害・土砂災害関連情報の充実や5段階の警戒レベルに関する記載の追加などに対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。改訂版の県民への周知の仕方や、活用方法も含め、危機管理監のご所見を伺います。また、県が言語で発行している外国人住民のための防災ガイドブックも点検し、豪雨災害で被災した外国人住民等の意見も踏まえ、必要な改訂を加えていただきたいと思いますが、県民生活部長にご所見を伺います。

◎答弁：危機管理監（吉田邦成君）

お答えいたします。

防災ハンドブックについての御質問であります。

まず、「ももたろうの防災」のうち、活用状況についてであります。まず、「ももたろうの防災」は、主としてホームページからのダウンロードで活用いただくことを念頭に作成したものであり、これまでの閲覧件数は約1万3,500件となっております。また、印刷物に

については、ホームページの紹介用として当初約2,000部作成したところではありますが、県主催の防災セミナー等での使用や、自主防災組織等が取り組む各種防災活動で活用するため増刷し、これまでに約1万5,000部配布したところであり、今後、さらなる活用に努めてまいりたいと存じます。

次に、改訂等についてであります。お話のとおり、この冊子はわかりやすいとの評価をいただいております。ハザードマップの重要性など、昨年の豪雨災害の教訓や警戒レベルを用いた防災情報などを盛り込んだ改訂版の作成を検討してまいりたいと考えております。また、周知については、これまで、県の広報紙等を活用するほか、より多くの県民の皆さんに手にとって見ていただくため、金融機関や医療機関に待合室へ置いていただけるよう依頼するなど、さまざまに努めてきたところではありますが、改訂版を作成した場合も、こうした努力を継続し、自助・共助が一層進むよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎答弁：県民生活部長（房野文彦君）

お答えいたします。

外国人住民についてであります。お話の防災ガイドブックにつきましては、県民向け防災ハンドブックの内容を踏まえるとともに、昨年の豪雨災害における外国人への支援を振り返る会等での、関係市町村や在住外国人などの意見を参考として改訂に向けた準備を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

▼再質問（要望）

ありがとうございます。

それぞれ前向きに御対応いただけるということで感謝しております。

ちょっと他県の事例を見ると、いろいろ、どこまで細かくいくのかというのはあるんですけども、例えば、女性のための防災ガイドブックでありますとか、主婦の方、あるいはお子さんがいらっしゃるママさん、そういうような方に、避難所に持っていくのに、こういうのがあったほうがいいよというような視点のものもあるようでございます。いろいろと研究をしていただきながら、内容の充実に努めていただきたいと思います。これは要望といたしますので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。